

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
(前 略) (始業及び終業の時刻) 第4条 教職員の勤務の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。 (1) 始業 午前8時30分 (2) 終業 午後5時15分 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる教職員についての始業及び終業の時刻は、同表に定めるところによる。 4 (略) (休憩時間) 第5条 教職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1及び第2に掲げる教職員の休憩時間については、労基法第34条第2項の労使協定の定めるところにより同表のとおりとする。 4・5 (略) (後 略)			(始業及び終業の時刻) 第4条 (1) (2) 2 3 4 (休憩時間) 第5条 2 3 4・5 附 則 この規程は、令和2年11月1日から施行する。 別表第1 (第4条、第5条関係)		
別表第1 (第4条、第5条関係)			別表第1 (第4条、第5条関係)		
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
	(略)			(同 左)	
学生総合支援センター障害学生支援ルームに勤務する職員のうち、学生総合支援センター長が指定する者	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで	学生総合支援センター障害学生支援ルームに勤務する職員のうち、学生総合支援センター長が指定する者	(同 左)	
	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで		午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで
	(略)			(同 左)	
別表第2～別表第5 (略)			別表第2～別表第5 (同 左)		